

郡山市西庁舎ZEB化改修工事に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市西庁舎ZEB化改修工事に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領及び仕様書の作成に関すること。
- (2) 選定基準の作成に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、総務部長、総務法務課長、建築課長、公有資産マネジメント課長が指定する者、契約検査課長が指定する者、環境政策課長が指定する者、建築課長が指定する者とする。

3 委員の任期は、郡山市が本工事の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には、総務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

4 会議は、非公開とする。

(書面審議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する必要がないと認める案件を審議するときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による審議を行ったときは、委員長は委員に審議の結果を速やかに報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務法務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、郡山市が本工事の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。